

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第 5 章)地方都市におけるインクルーシブな地域づくりに関する研究：日向市における子育て世帯の生活・ニーズ調査の二次分析
Author	坂本 毅啓, 志賀 信夫
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 13 巻, p.79-97.
Published	2018-03-25
ISBN	978-4-904010-28-0
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	先端的都市研究拠点 2017 年度公募型共同研究によるアクションリサーチ
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第5章

地方都市におけるインクルーシブな地域づくりに関する研究 ～日向市における子育て世帯の生活・ニーズ調査の二次分析～

坂本 毅啓、志賀 信夫

1 はじめに

本稿では宮崎県日向市における「子どもの貧困」をめぐる行政・市民協同の取り組みの特徴と意義に関する概要（第2節）、および子どもの具体的な生活状態がどのようなものであるのかに関する調査結果の説明を行う（第3節以降）。

日向市は人口約6万人のいわゆる地方都市である。地方都市における取り組みに着目する理由についてははじめに述べておく必要があるだろう。

貧困とは、「社会問題」である。しかし、こうした見解を支持しない立場もある。いわゆる貧困の自己責任論である。貧困研究の歴史的蓄積が非常に厚いイギリスにおいてもこうした「自己責任論 vs 社会責任論」の構図はあった。しかし、19世紀末から20世紀初頭において行われたチャールズ・ブースとシーボーム・ラウントリーによる貧困調査によって、貧困の原因が社会構造上の問題であることが事実として確認された。ブースは大都市ロンドンで、ラウントリーは地方都市ヨークで調査を行ったが、ラウントリーによれば貧困とは都市における局所的な問題ではなく（つまり都市問題ではなく）、イギリス社会における普遍的な問題であり、何よりもそれは「雇用問題」に最大の原因があると結論付けられている。本稿の執筆者は貧困の「自己責任論」を否定し、「社会責任論」を支持する立場だが、それは本稿第3節以降において「子どもの貧困」の原因の1つ（しかも最大の原因）として、子どもの親の雇用問題（低賃金、失業、半失業）が浮上してきていることから改めてこの立場を堅持すべきであることを確認した。

先のラウントリーの説明のように、雇用問題に端を発する貧困問題は現代の

日本においても普遍的な社会問題であり、それは都市部だけに限定された問題ではないが、地方都市には貧困問題をより激化させてしまうある特殊な課題が横たわっている。それは社会資源の相対的な不足である。こうした社会資源の相対的な不足をどのように克服していくのかということが現在問われている問題の1つである。第2節においては、日向市の市民・行政協同の具体的な取り組みとしての「子ども未来応援会議」の説明を通して、この問いに対する暫定的な回答（になりうる可能性のあるもの）の1つについて明らかにしたい。

2 日向市における市民・行政協同の取り組み

日向市では、子どもの貧困に対する内閣交付金事業として行政計画を策定するための「日向市子どもの未来応援会議（以下、「応援会議」）を設置した。この「応援会議」は全18名から構成されている。具体的には、日向市職員だけでなく学校関係者、社会福祉協議会職員、幼稚園・保育園関係者、PTA代表者、NPO職員、任意団体職員、研究者などがメンバーとして所属している。本稿を執筆している坂本、志賀は「応援会議」のメンバーでもある。

こうしたメンバーによって「応援会議」は2016年度7月から毎月大体1回のペースで開催されてきた。そして「応援会議」は2016年度の成果として、2017年3月に「日向市子どもの未来応援推進計画（以下、「推進計画」）」を策定した。「推進計画」の特徴は、日向市として取り組むべき子どもの貧困の「定義」が明記されていることである。具体的には以下のようなものである。

本市では「子どもの貧困」を、子ども（18歳未満の者）の成長に影響する、

1. 経済的な困窮（生活困窮）

2. 親子の生活・心身の成り立ちに寄与する環境と選択肢の欠如（社会的排除）

と位置づけ、

「子どもの幸福（well-being）を追求する自由の欠如・権利の不全」

と定義します。

(日向市 HP より)

この定義は、一見すると新奇をてらうもののようにみえるがそうではない。憲法第 25 条、憲法第 13 条、国連総会によって示された子どもの貧困の定義、子どもの権利条約等の基本原則や世界で承認されている社会正義の具体的表現形態である各種の権利条約や権利宣言などの考え方に基づいている。

また、この定義における「自由」は無規定な自由ではなく、財（所得）・環境・能力及び属性の組み合わせによって個人の眼前にひろがる実質的に選択可能な範囲を指している。市民社会における人びとの自由の広がりや所得に依拠していることは、私たちの日常的な経験からもほぼ自明なことであるが、環境や能力及び属性については若干の説明が必要かもしれない。

環境については、都市部と地方都市を比較すれば理解しやすい。ここでは「移動の自由」を例に説明しよう。都市部では公共交通機関が発達しているため、1000 円を使用してアクセスできる機関・施設（医療機関、文化施設、教育施設）は非常に多い。これが地方都市ではどうだろうか。同じ 1000 円を持っているとするならば、所得の平等は達成されている。しかし、その 1000 円を使用してアクセスできる機関・施設は相対的に少ないかもしれない。つまり、環境の整備が相対的に不利な状態である場合、自由の大きさに格差が生じてしまうのである。能力及び属性についても同様である。健康そのものである青年と、病気がちな高齢者というわかりやすい事例比較を想定すればよい。同じ 1000 円を使用しても各々の生活における自由の大きさは全く異なってくることが予想される。

ここで注意すべきは、格差と貧困に関する理解である。格差は「容認できる格差」と「容認できない格差」がある。「容認できる／容認できない」という判断は、価値判断であるが、これは社会による価値判断である。粗雑ではあるがある程度の確実性をもって主張することができるのは、格差が社会問題であるとされる場合には、それがすでに「容認できない」ものであるという判断がなされているとみることができるといえる。すでに日本では格差が社会問題化しており、少なくとも「容認できる格差」の水準にはないという社会判断が成立していることになる。この格差問題の本質は「自由の格差・不平等」で

ある。

これと同様に貧困とは「容認できない生活状態」を指示するものであるが、現代の社会化している生活問題はこの「容認できない生活状態」を「自由の不足」から考えるようになってきている。もちろんそれは十分に言語化されておらず、即自的なものであり続けているのだが、貧困問題を告発する多くの著作において問題視されているものの本質は「自由の不足」ゆえに社会参加できず人間としての尊厳や人権を剥奪されているというものである。単に「ヒト」として生存を維持するだけでは、「貧困ではない」といえないという社会規範がそこにあるのである。市民が内発的に開始した子どもの貧困に対する取り組みのなかには、既にこうした考え方が含まれている（志賀・島中編 2016）。

やや迂回した説明になったが、日向市ではこうした考え方を含んだ貧困の定義を示したのである。この定義の形成過程については、市民と行政の緊張関係に基づいた連携があったことは改めて言及しておく必要がある。というのも、この緊張関係に基づいた連携こそ、地方都市を切り捨てないような貧困問題の社会的解決の可能性を孕んでいるからである。

「応援会議」では、民間の委員から各々の現場で「発見」された子どもの貧困について、行政が第1の責任主体となって対応していくことが強く要請された。つまり、NPOや任意団体などの活動は「アウトリーチ」による「貧困の再発見」を旨としており、もちろん支援や援助に関する活動も行っているが、それは権利を保障するというのではなく、あくまでもそこに（NPOや任意団体に）偶然的にアクセスできた人びとへの自由の拡大に働きかけるものであるということである。簡潔に述べれば、NPOや任意団体は、ある特定の個人が持つ自由が拡大するような働きかけについては可能だが、人びとの権利を普遍的に保障可能とするような取り組みは行うことができないということである。だからこそ、「応援会議」においてNPOや任意団体は「保障されるべきなのに保障されていない自由・権利」について「発見」したものを行政に訴え、双方（市民と行政）の役割を明確化しようと試みたのである。こうした協同のあり方は、地域における「自助・互助・共助・公助のベストミックス」（宮本 2017）という考え方に与するものではない。上記のような役割分担の在り方をある程度明確化させたのが、計画策定のプロセスにおいてであった。

こうした議論をふまえ、「応援計画」では貧困の定義を明記するだけでなく、緊張関係に基づいた連携のあり方が反映されている。さらに、こうした今後の協同の取り組みの「姿勢」に関わる仕組みづくりだけでなく、日向市における子どもの貧困の具体的な現れ方をより明確にするために調査も行っている。その概要については次節以降の説明となる。

3 日向市における実態調査の二次分析から見える社会的排除

■調査の概要

本稿で扱うデータは、日向市が「推進計画」を策定するための基礎資料のために実施した「子どもと家庭の生活・ニーズに関する調査」である。先述のように筆者らは日向市の「応援会議」の委員に学識経験者として就任し、本調査の調査票の作成から分析に関わった。その関係から、日向市の担当者から提供を受けたものを、本稿ではさらに統計的に二次分析を深めることにする⁸。なお、一次分析は「推進計画」及び伊達（2017）において分析が行われている。

「子どもと家庭の生活・ニーズに関する調査」の調査対象は、市内の小学校3年生及び中学校3年生の保護者、及び市内4カ所の保育所の年長組の保護者である。調査方法としては保育所、小・中学校で調査票を配布し、回答票の回収をしてもらった。なお、兄弟・姉妹によって対象が重なった場合は、長子の財学校に回答表を提出してもらうこととした。回答数は1,079件であり、回収率は88.2%であった。調査期間は2016（平成28）年11月14日（月）から同年12月2日（金）までで行われた。

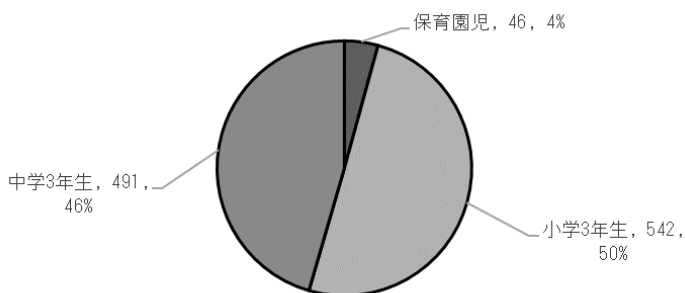
回収された回答票は、子どもの未来応援会議事務局によってデータ入力され、子どもの未来応援会議においてその単純集計結果が報告され、「推進計画」に反

⁸ 本調査の一次分析結果については、日向市の「子どもの未来応援推進計画」の第2章2として公開されている。本論では、基データを二次的に活用し、統計ソフト（SPSS）を活用してさらに分析を進めた。以下の調査に関する概要説明などは、「子どもの未来応援推進計画」から引用した。（http://www.hyugacity.jp/tempimg/20_170601170402.pdf、2018年2月10日時点）

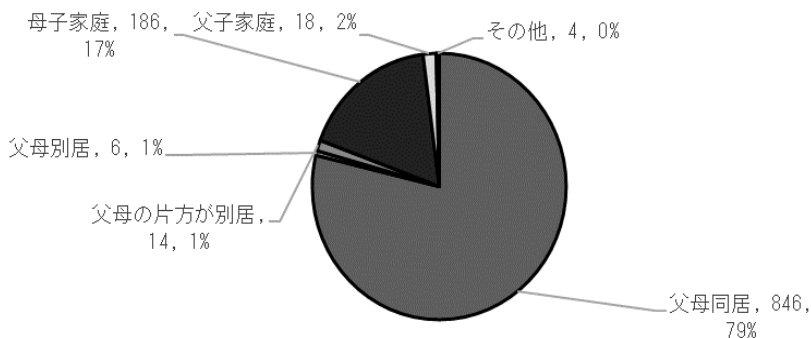
映された。

■回答者・世帯の概要

まずは、回答者・世帯の状況について概要を押さえてから、子どもを取り巻く現状について分析を進めていくこととする。回答者の子どもの学齢は、図表5-1の通りである。保育園児については、一部の保育園児のみが対象であったこと、また兄弟・姉妹が上にいる場合は調査対象外であることから、回答者の中で占める割合が少なくなっている。



図表 5-1 子どもの学齢 (N=1079)

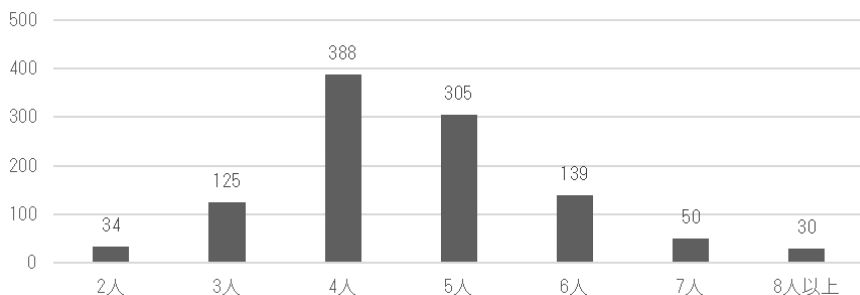


図表 5-2 回答者の世帯類型 (N=1074)

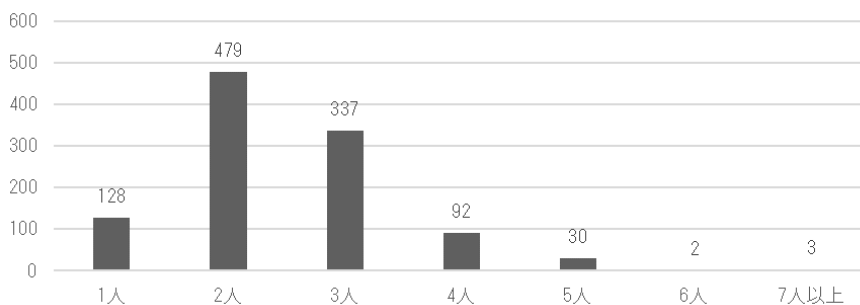
回答者の世帯類型は、父母同居の世帯が79%と最も多い。一方で母子家庭の世帯が17%、父子家庭の世帯が2%と、約19%の世帯がひとり親世帯であった(図表5-2)。

回答者の世帯人数は、4人が最も多く36.2%(388世帯)、次いで5人が28.5%(305世帯)となっており、4~5人の世帯で半分を占める。親子のみの2人世帯も3.2%(34世帯)ある一方で、8人以上の世帯も2.8%(30世帯)と似たような数となっている(図表5-3)。

子どもの兄弟・姉妹の人数では、2人が44.7%(479世帯)と最も多く、次いで3人が31.5%(337世帯)となっている。一方で兄弟・姉妹がいない一人っ子は12.0%(128世帯)であった(図表5-4)。



図表5-3 世帯人数 (N=1071)



図表5-4 兄弟・姉妹人数 (N=1071)

図表 5-5 保護者（父親・母親）の雇用形態

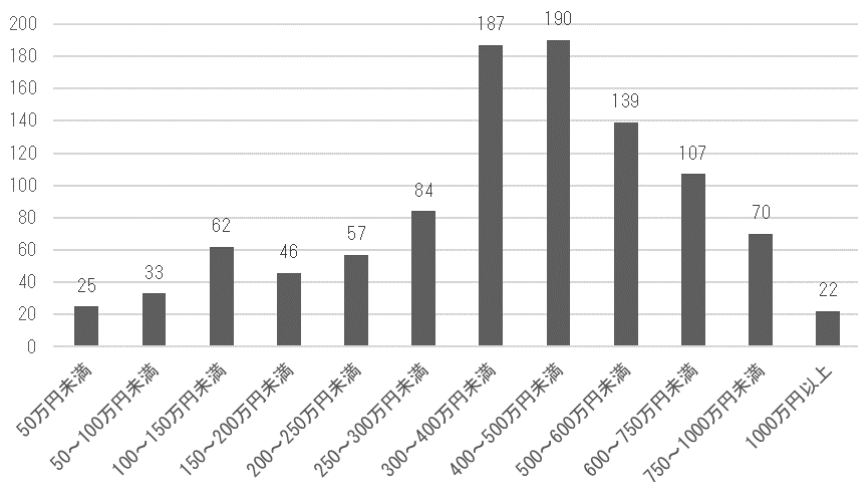
雇用形態	父親		母親	
	度数	%	度数	%
民間企業の正社員	558	64.4	250	24.0
公務員・団体の正職員	102	11.8	56	5.4
契約社員・派遣社員・嘱託社員・臨時職員	37	4.3	129	12.4
パートアルバイト・日雇い	8	0.9	364	35.0
自営業・家業	145	16.7	98	9.4
内職	2	0.2	7	0.7
その他の職	9	1.0	10	1.0
仕事をしていない	5	0.6	126	12.1
合計	866	100.0	1040	100.0

保護者の雇用形態について、父親と母親に分けてみると、父親は民間企業の正社員が最も多く 64.4%（558 世帯）、次いで自営業・家業が 16.7%（145 世帯）、公務員・団体の正職員が 11.8%（102 世帯）と続いている。それに対して母親はパートアルバイト・日雇いが 35.0%（364 世帯）と最も多く、次いで民間企業の正社員が 24.0%（250 世帯）となっている。各雇用形態の割合を父親と母親で比べ、割合が大きい方をとらえると、父親は正社員・正職員の割合が高く、母親は契約社員・派遣社員等、パートアルバイト・日雇い等のような非正規雇用、あるいは仕事をしていないという割合が高かった（図表 5-5）。世帯類型別に見た雇用形態については、後述する。

■世帯収入と家計状況

世帯年収の分布は、最も多いのは 400～500 万円未満で 18.6%（190 世帯）であり、その次は 300～400 万円未満で 18.3%（187 世帯）であった。一方で、100～150 万円未満の世帯（6%、62 世帯）において、もう一つのピークが見られるような形で分布している（図表 5-6）。このような世帯年収において 2 つの山が見られるような分布をする背景には後述する両親がそろっている世帯と、母子世帯での収入の分布の違いが存在するためである。

さて、世帯年収の分布を踏まえて、次に家計状況について見てみる。通常の



図表 5-6 世帯年収 (N=1022)

家計状況について「ぎりぎりである」という回答が 51.0% (513 世帯) と最も多い。「赤字であり貯金を切り崩している」と「赤字である借金をして生活している」を合計した家計が赤字であるという回答は 29.4% (296 世帯) と約 3 割の世帯において赤字であると回答している。一方で「黒字である」と「黒字であり毎月貯蓄をしている」という回答は 19.5% (196 世帯) となっており、赤字の世帯を下回っている現状にある (図表 5-7)。

世帯の年収別に、通常の家計の状況をクロス集計した結果、有意に差が見られた。世帯年収が低いと家計が赤字であるという回答の割合が高まり、逆に世帯年収が高くなると家計が黒字であるという回答の割合が高くなった。

■世帯収入とインフルエンザワクチン接種

このように、世帯年収によって家計に余裕があるか・無いかというのは、多様な生活場面において影響が出てくる。図表 5-8 で示したように年収が高いとインフルエンザワクチンを毎年接種している割合が高くなるが、年収が低いと接種を「毎年は受けていない」や「受けたことない」といった割合が高くなる。

図表 5-7 世帯年収別に見た通常の家計の状況 (N=1005)

世帯収入		通常の家計の状況					合計
		赤字であり借金をしている	赤字であり貯金を切っている	ぎりぎりである	黒字である	黒字であり毎月貯蓄をしている	
50万円未満	度数	8	2	12	2	1	25
	%	32.0%	8.0%	48.0%	8.0%	4.0%	100.0%
50～100万円未満	度数	12	4	16	0	0	32
	%	37.5%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
100～150万円未満	度数	16	10	33	3	0	62
	%	25.8%	16.1%	53.2%	4.8%	0.0%	100.0%
150～200万円未満	度数	7	11	25	2	1	46
	%	15.2%	23.9%	54.3%	4.3%	2.2%	100.0%
200～250万円未満	度数	24	9	21	1	1	56
	%	42.9%	16.1%	37.5%	1.8%	1.8%	100.0%
250～300万円未満	度数	18	12	47	3	3	83
	%	21.7%	14.5%	56.6%	3.6%	3.6%	100.0%
300～400万円未満	度数	28	35	99	12	9	183
	%	15.3%	19.1%	54.1%	6.6%	4.9%	100.0%
400～500万円未満	度数	19	35	105	13	15	187
	%	10.2%	18.7%	56.1%	7.0%	8.0%	100.0%
500～600万円未満	度数	12	8	82	11	23	136
	%	8.8%	5.9%	60.3%	8.1%	16.9%	100.0%
600～750万円未満	度数	11	9	50	13	22	105
	%	10.5%	8.6%	47.6%	12.4%	21.0%	100.0%
750～1000万円未満	度数	1	4	19	11	33	68
	%	1.5%	5.9%	27.9%	16.2%	48.5%	100.0%
1000万円以上	度数	0	1	4	3	14	22
	%	0.0%	4.5%	18.2%	13.6%	63.6%	100.0%
合計	度数	156	140	513	74	122	1005
	%	15.5%	13.9%	51.0%	7.4%	12.1%	100.0%

Pearson のカイ 2 乗検定 P=0.000<0.05

図表 5-8 世帯年収別に見たインフルエンザワクチン接種 (N=1020)

世帯収入		インフルエンザワクチン毎年接種の有無			合計
		受けている	毎年は受けていない	受けたことがない	
50万円未満	度数	2	16	7	25
	%	8.0%	64.0%	28.0%	100.0%
50～100万円未満	度数	4	17	12	33
	%	12.1%	51.5%	36.4%	100.0%
100～150万円未満	度数	12	27	23	62
	%	19.4%	43.5%	37.1%	100.0%
150～200万円未満	度数	10	24	10	44
	%	22.7%	54.5%	22.7%	100.0%
200～250万円未満	度数	5	31	21	57
	%	8.8%	54.4%	36.8%	100.0%
250～300万円未満	度数	15	49	20	84
	%	17.9%	58.3%	23.8%	100.0%
300～400万円未満	度数	48	98	41	187
	%	25.7%	52.4%	21.9%	100.0%
400～500万円未満	度数	52	103	35	190
	%	27.4%	54.2%	18.4%	100.0%
500～600万円未満	度数	41	69	29	139
	%	29.5%	49.6%	20.9%	100.0%
600～750万円未満	度数	35	52	20	107
	%	32.7%	48.6%	18.7%	100.0%
750～1000万円未満	度数	34	27	9	70
	%	48.6%	38.6%	12.9%	100.0%
1000万円以上	度数	6	11	5	22
	%	27.3%	50.0%	22.7%	100.0%
合計	度数	264	524	232	1020
	%	25.9%	51.4%	22.7%	100.0%

Pearson のカイ 2 乗検定 P=0.000<0.05

ワクチン接種によってインフルエンザの予防や軽症化が可能であることを前提とすると、健康面においても収入による格差が存在しているということが分かる。

■世帯収入と子どもの朝食の頻度

健康面となると、栄養学的には朝食は重要であると言われている。しかし、その朝食の頻度を世帯年収別にみると、ここにも収入による格差が有意にみられた（図表 5-9）。年収 50 万から 300 万円未満の世帯においては、「ときどき食べる」、「ほとんど食べない」、「全く食べない」とう回答の割合が全体よりも高くなるのに対し、年収 300 万円以上の世帯では「毎日食べる」という回答の割合が高くなる。特に年収 300 万円を境目として、概ね 10 ポイント前後の差が開いていることが分かった。

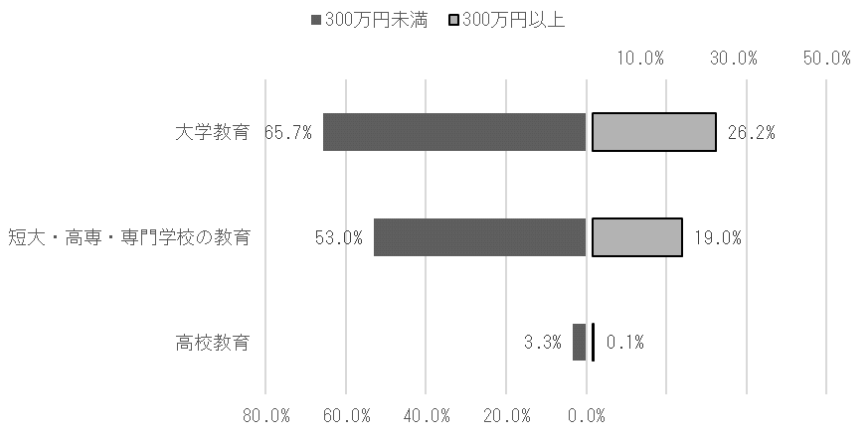
■世帯収入と子どもに受けさせたい高等教育

世帯収入と子どもに受けさせたい高等教育に対する保護者の考えについてクロス集計を行ったところ、世帯収入と高等教育に対する保護者の考えには有意な差があることがわかった（Pearson のカイ 2 乗検定 $P=0.000<0.05$ ）。高校教育、短大・高専・専門学校教育、そして大学教育について、それぞれを受けさせるのが経済的に難しいという回答に着目してみると、300 万円を境界として回答に差が見られた。これを基に、300 万円未満と 300 万円以上の世帯の 2 グループに分けて、各高等教育に対して受けさせるのが経済的に難しい割合を示したのが図表 5-10 である。高校教育においては、経済的に難しいという割合に大きな差は見られないが、短大等の教育や大学教育については、2 倍以上の開きがあった。世帯収入が低いと子どもの高等教育を受ける権利を阻害することが明らかとなった。

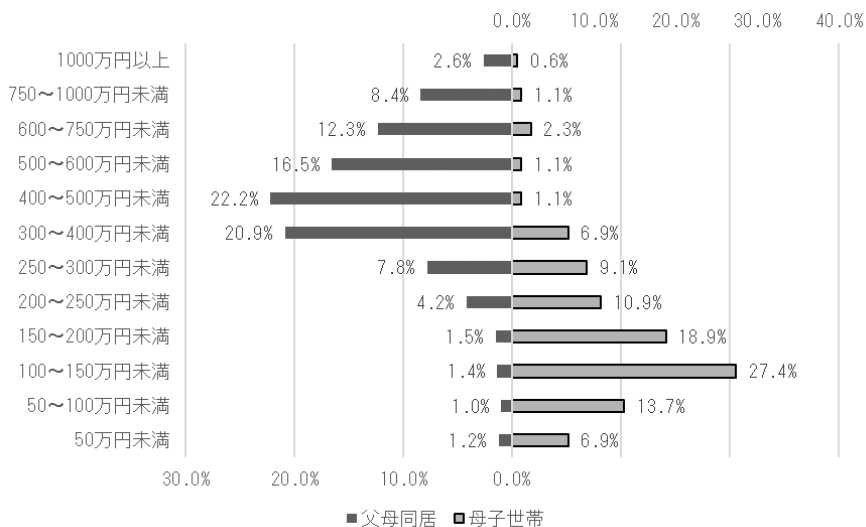
図表 5-9 世帯年収別に見た朝食の頻度 (N=1021)

世帯収入		朝食の頻度				合計
		毎日食べる	ときどき食べる	ほとんど食べない	全く食べない	
50万円未満	度数	24	1	0	0	25
	%	96.00%	4.00%	0.00%	0.00%	100.00%
50～100万円未満	度数	30	2	1	0	33
	%	90.90%	6.10%	3.00%	0.00%	100.00%
100～150万円未満	度数	51	5	4	2	62
	%	82.30%	8.10%	6.50%	3.20%	100.00%
150～200万円未満	度数	39	4	3	0	46
	%	84.80%	8.70%	6.50%	0.00%	100.00%
200～250万円未満	度数	50	5	2	0	57
	%	87.70%	8.80%	3.50%	0.00%	100.00%
250～300万円未満	度数	70	8	4	2	84
	%	83.30%	9.50%	4.80%	2.40%	100.00%
300～400万円未満	度数	178	9	0	0	187
	%	95.20%	4.80%	0.00%	0.00%	100.00%
400～500万円未満	度数	179	7	3	0	189
	%	94.70%	3.70%	1.60%	0.00%	100.00%
500～600万円未満	度数	128	7	4	0	139
	%	92.10%	5.00%	2.90%	0.00%	100.00%
600～750万円未満	度数	104	1	2	0	107
	%	97.20%	0.90%	1.90%	0.00%	100.00%
750～1000万円未満	度数	65	4	1	0	70
	%	92.90%	5.70%	1.40%	0.00%	100.00%
1000万円以上	度数	21	1	0	0	22
	%	95.50%	4.50%	0.00%	0.00%	100.00%
合計	度数	939	54	24	4	1021
	%	92.00%	5.30%	2.40%	0.40%	100.00%

Pearsonのカイ 2 乗検定 P=0.000<0.05



図表 5-10 高等教育を受けさせるのが経済的に難しい割合



図表 5-11 父母同居と母子世帯の世帯収入の分布

■母子世帯の現状

次に、世帯類型によってどのような違いがあるのかを、特に母子世帯へ焦点化して見ていくことにする。

父母が同居している世帯（父母同居世帯）と母子世帯にわけて、世帯収入の分布を分けて示したのが図表 5-11 である。この図のように父母同居世帯では 400 万円前後にピークが来るのに対して、母子世帯では 100～150 万円未満あたりにピークが来る。つまり、母子世帯の方が低所得であることがわかる。

母子世帯において世帯年収が低い背景には、その母親の就労状況に規定されるところが大きい。図表 5-12 のように父母同居世帯と母子世帯に分けて、母親の就労状況についてみると、母子世帯の母親は正規雇用から非正規雇用まで幅広く就労する傾向が見られるが、父母同居世帯の母親はパートアルバイト等の非正規雇用の比率が高く（34.7%、291 世帯）、そして仕事をしていないいわゆる「専業主婦」の割合が高い（13.5%、113 世帯）。父母同居世帯では共働きも見られるが、母親の就労は家計補助的就労であると言える。それに対して

図表 5-12 世帯類型別に見た母親の就労状況

母親の就労状況	父母同居		母子世帯	
	度数	%	度数	%
民間企業の正社員	192	22.9%	55	30.1%
公務員・団体の正職員	48	5.7%	8	4.4%
契約社員・派遣社員・嘱託社員・臨時職員	91	10.9%	37	20.2%
パートアルバイト・日雇い	291	34.7%	62	33.9%
自営業・家業	91	10.9%	6	3.3%
内職	6	0.7%	1	0.5%
その他の職	6	0.7%	3	1.6%
仕事をしていない	113	13.5%	11	6.0%
合計	838	100.0%	183	100.0%

母子世帯では正規雇用から非正規雇用まで幅広い就労形態でありながら、主たる所得獲得のために就労している母親の姿が浮き上がってくる。

母子世帯においては、母親は就労を通して生活費を得ることに時間を割かざるを得なくなる。結果的に家の中のこと、つまり家事や育児に関する部分の時間を削らざるを得なくなる。図表 5-13 のように世帯類型別に子どもの朝食の頻度について見てみると、父母同居世帯では毎日食べるが 93.5% (790 世帯) であるのに対して、母子世帯では 86.0% (160 世帯) と低い割合になっている。逆にときどき食べる、ほとんど食べない、全く食べないの 3 つについては、いずれも母子世帯の方が多い。

この背景には、図表 5-14 に示したように母子世帯では子どもの起床時間が遅い傾向が見られること、そして図表 5-15 に示したように母子世帯では(父子世帯も同様に) 保護者が子どもに料理を作る頻度も少なくなる。他にも父母同居世帯よりも母子世帯の母親は 1 週間あたりの就労日数が多い、母子世帯の母

図表 5-13 世帯類型別に見た子どもの朝食の頻度

世帯類型	朝食の頻度				合計
	毎日 食べる	ときどき 食べる	ほとんど 食べない	全く 食べない	
父母同居	度数 790	39	15	1	845
	% 93.5%	4.6%	1.8%	0.1%	100.0%
母子世帯	度数 160	13	10	3	186
	% 86.0%	7.0%	5.4%	1.6%	100.0%
父子世帯	度数 18	0	0	0	18
	% 100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数 968	52	25	4	1049
	% 92.3%	5.0%	2.4%	0.4%	100.0%

Pearsonのカイ 2 乗検定 P=0.002<0.05

図表 5-14 世帯類型別に見た子どもの平日の起床時間

世帯類型	子どもの平日の起床時間					合計
	6時前	6時台	7時台	8時台	9時以降	
父母 同居	度数 48 5.7%	753 89.2%	41 4.9%	1 0.1%	1 0.1%	844 100.0%
母子 世帯	度数 11 5.9%	161 86.6%	11 5.9%	1 0.5%	2 1.1%	186 100.0%
父子 世帯	度数 3 16.7%	14 77.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	18 100.0%
合計	度数 62 5.9%	928 88.5%	52 5.0%	2 0.2%	4 0.4%	1048 100.0%

Pearsonのカイ 2 乗検定 P=0.003<0.05

図表 5-15 世帯類型別に見た保護者が子どもの料理を作る頻度

世帯類型	保護者が子どもの料理を作る頻度				合計
	ほぼ毎日	週に3~4日	月に数回 (休日など)	ほとんど つくらない	
父母 同居	度数 753 89.1%	30 3.6%	32 3.8%	30 3.6%	845 100.0%
母子 家庭	度数 137 73.7%	30 16.1%	13 7.0%	6 3.2%	186 100.0%
父子 家庭	度数 13 72.2%	3 16.7%	2 11.1%	0 0.0%	18 100.0%
合計	度数 903 86.1%	63 6.0%	47 4.5%	36 3.4%	1049 100.0%

Pearsonのカイ 2 乗検定 P=0.000<0.05

親は平日の朝 8 時まで出勤する割合が多く、平日の帰宅時間が遅い。さらには、母子世帯の母親の方が深夜労働、土・日・祝日に出勤している割合が多いといった特徴が見られた。

これらを総合的に勘案すると、母子世帯における母親の生活における余裕の無さと、その結果として子どもへの養育機能の低下がもたらされることがわかる。しかし、このような結果に対して母子世帯の母親を責めることは全くの誤りであろう。むしろ、自らの努力で生計を立てようとしている姿があり、その結果として非正規の不安定でかつ不規則な労働条件であっても就労をしているのだ。

しかし、このような母子世帯の母親としての合理的判断が、子どもの可能性を高めたり、子どもとの共通した時間を持つことで育まれる子への愛情といった養育機能を維持するという点から考えると、必ずしも合理的な判断であるとは言えない現状がある。志賀・畠中（2016）で指摘した「心の貧困」は、このような母子世帯が担わされる社会構造の中で作り上げられていくのである。

4 地方都市におけるインクルーシブな地域づくりの課題

本稿では、日向市における子育て世帯に対する調査の二次分析結果から、一つの地方都市である日向市では、子どもを取り巻く社会状況はどのようになっており、その背景には何があるのかを見てきた。そこから見えてきたものは、世帯のあり方が子どもの学習や育ちに影響を与える構造であった。現在、日向市では調査結果を基礎資料として「推進計画」を策定し、全市を挙げてインクルーシブな地域づくりに取り組んでいる。

日向市での取り組みに注目すると、全市職員を対象とした研修の実施、子育て世帯向けに支援メニューを紹介したパンフレットの作成と配布、支援関係団体の連携を目指した会議運営、そして市民向けに「子どもの未来応援プロジェクト地域説明会」を 2018 年 2 月 15 日から 23 日まで、計 6 回開催するなど、積極的に取り組んでいる。この計画策定以降に開始された取り組みは、今後の

市民と行政の緊張関係に基づく協同的取り組みのためにも不可欠なものである。

今後の課題点としては、このようなインクルーシブな地域づくりが、市民の積極的な参加の基に継続的な活動へと発展することができるのか、さらにこうした取り組みが一地域だけに特殊な取り組みに終始するのではなく、社会に普遍化していくことができるのかということであろう。例えば、人口が小規模で、公共交通でも宮崎市や大分市からも離れている地理的環境もある中で、地域づくりを積極的に担うのは誰なのかという問題に直面せざるを得ない。この問題への対応については、当面は積極的な行政の介入や先導が必須であろう。

また、一地域だけのモデル的な取り組みが、果たして一般化・普遍化可能なものであるのかについても改めて検討していく必要がある。都市部の先進的な連携や支援の事例をもって、それがただちに地方都市においても採用可能なものであると考えることはできないのと同様である。さらにいえば、社会的排除状態にある子どもや家族に対して、市民が自助努力・自己責任論を振りかざしたりすることが無いように理解を求める継続的な働きかけも不可欠である。

筆者らとしても、今後も日向市におけるインクルーシブな地域づくりに実践的に関わりながら、地方都市におけるインクルーシブな地域づくりについて実証的研究（アクションリサーチ）を進めていきたい。

参考文献

- 志賀信夫・畠中亨編（2016）『地方都市から子どもの貧困をなくす』旬報社
- 伊達忠亮（2017）「日向市における子どもの貧困への行政の取り組み」『地方都市におけるインクルーシブな地域づくり』大阪市立大学都市研究プラザ、63-70 頁
- 難波利光・坂本毅啓編（2017）『雇用創出と地域 ～地域経済・福祉・国際的視点からのアプローチ～』大学教育出版
- 日向市（2017）『子ども未来応援推進計画』
- 宮本太郎（2017）『共生保障〈支え合い〉の戦略』岩波書店
- 湯沢雅彦・宮本みち子（2008）『新版 データで読む家族問題』NHK 出版